

八千代市 I C T 利活用推進指針

(令和 3 年度～令和 6 年度)

令和 3 年 3 月



は　じ　め　に

本市では、行政サービスを向上させるためのツールとしてICTを活用することはもちろん、平成28年1月より利用が開始されたマイナンバーを活用した電子自治体の推進を図るため、平成28年3月に「八千代市第3次情報化基本計画」及び「八千代市第3次情報化推進計画」を策定して情報化を推進してまいりました。

これらの計画に基づき、市ホームページのリニューアルや各種証明書のコンビニ交付の導入など、行政サービスを向上させるとともに、定型業務自動化システムの導入等により、業務の効率化、人的資源の活用、経費の削減に努めてきました。

このたび策定した「八千代市ICT利活用推進指針」は、「八千代市第3次情報化基本計画」を踏まえ、行政サービスの利便性及び行政事務の生産性の向上を図るとともに、情報セキュリティ対策を充実させる等、総合的なICTに係る施策を推進するための指針であり、「八千代市第5次総合計画」の着実な推進においても重要な役割を担うものです。

今後、この指針に基づいて、デジタル変革による行政サービス及び行政事務の向上を図る等、市民に信頼される電子自治体の実現に向けた取り組みを進めてまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年3月

八千代市長 服部 友則

目 次

第1部 指針策定の趣旨と構成	1
第1章 指針策定の趣旨	1
第2章 指針の位置づけ	1
第3章 指針の期間と構成	1
第4章 指針の推進体制	1
第2部 指針策定の背景	3
第1章 社会的背景	3
(1) 自治体を取り巻く環境	3
(2) ICT社会の現状	3
第2章 本市の情報化の現状	4
第3部 基本目標と実現に向けた施策	7
第1章 基本目標	7
第2章 実現に向けた施策の体系	7
第3章 実現に向けた施策	8
1 行政サービスのデジタル変革による市民の利便性の向上	8
2 行政事務のデジタル変革による職員の生産性の向上	8
3 利便性・生産性の向上とセキュリティ強靱化の両立	9
参考資料 ICTに係る国及び県の主な動向	10
(1) 国の主な動向	10
(2) 県の動向	12
資料編	13
八千代市電子自治体推進本部設置要領	14
八千代市情報化推進協議会設置要綱	18
用語解説	20

計画書の中で、※の付いている用語には、20ページ以降に解説があります。

第 1 部 指針策定の趣旨と構成

第 1 章 指針策定の趣旨

厳しい財政状況、また市の総人口が令和 7 年をピークとして減少に転じることが見込まれている中で質の高い行政サービスを提供していくためには、行政事務全般の生産性を向上させる必要があることから、行政サービスの更なる利便性の向上及び行政事務の効率化に向けたツールとして ICT※の効果的な利活用を進めるため、本指針を策定します。

第 2 章 指針の位置づけ

本指針は、「八千代市第 5 次総合計画」を上位計画とし、前期基本計画に掲げた施策「スマート自治体の推進」を実現し、ICT を効果的に利活用するための指針とします。

第 3 章 指針の期間と構成

本指針の実施期間は、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間とします。

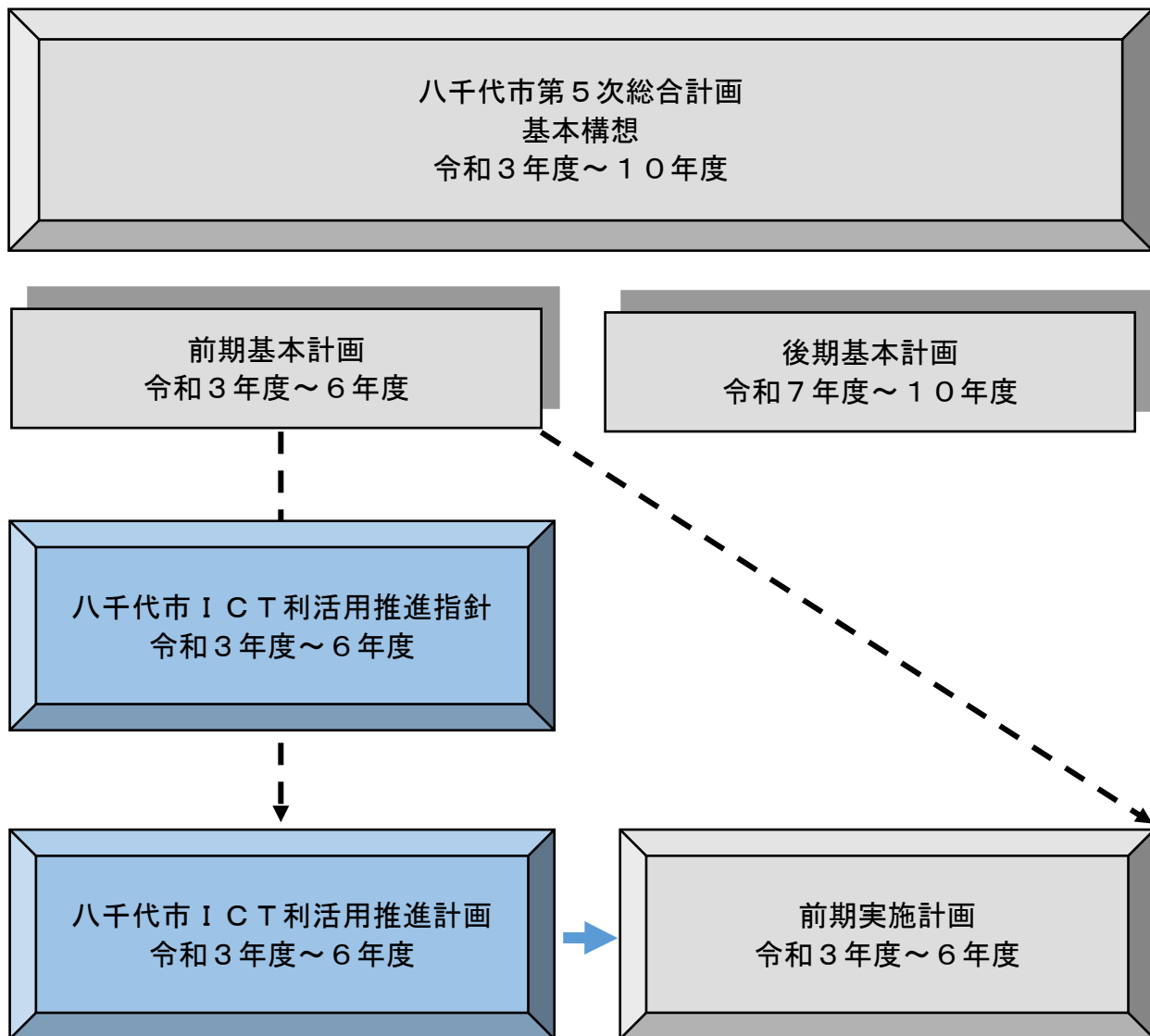
ただし、日々、ICT が急速に進展していることから、その技術を迅速・的確に市政運営に活用するため、適宜、指針の見直しを行うこととします。

そして、本指針を着実に推進するため、本指針に沿った具体的な取組みについては、「八千代市 ICT 利活用推進計画（以下「推進計画」という。）」にて調査・検討等を行い、毎年度見直します。

その結果、実施すべきと結論付けた取組みについては、「八千代市第 5 次総合計画前期実施計画」において位置づけを図ります。

第 4 章 指針の推進体制

本指針を推進するために、市内の公共的団体の代表者・学識経験者・市民代表・関係行政機関の職にある者で組織する「八千代市情報化推進協議会」から、推進計画に関する様々な意見・提言をいただくとともに、庁内の推進体制を強化するために、「八千代市電子自治体推進本部」が推進計画の取組みを推進していきます。



第2部 指針策定の背景

第1章 社会的背景

(1) 自治体を取り巻く環境

地方公共団体における住民ニーズが多様化されていく中、マイナンバー（個人番号）カード※を利用した各種証明書等の発行・申請など行政サービスの利便性向上にICTの更なる活用が期待されています。

その一方、我が国の総人口の減少に伴って行政サービスの担い手の減少が懸念されており、安定的な行政運営及びサービスの質を維持していくためには、限られた予算・人材を有効に活用することが求められます。

そこで、ICTの利活用については、更なる行政サービスの向上及び行政事務の効率化や経費の削減が期待されることから、行財政改革推進の取組みにおいても重要な位置を占めると考えられています。

(2) ICT社会の現状

インターネットやスマートフォン等を中心とするICTの目覚ましい進歩に伴い、あらゆる情報がデジタル化され、文字、音声、画像、映像といった様々なデータに容易にアクセスし、利用することができるなど、いつでもどこでも、人と人、モノとモノ、さらに人とモノとがつながるコミュニケーションが可能となりました。今日、ICTは人々のライフスタイルの一部に溶けこみ、社会的課題を解決するための重要な手段のひとつと考えられるようになってきました。さらに、データや技術・サービスの連携が進み、従来まで困難だった個のニーズに適合したサービスの提供を可能にしています。また、令和2年3月に第5世代移動通信システム（5G）※の商用サービスが開始され、それによる新たなデジタル変革と日常の構築が期待されています。

総務省の令和2年度版情報通信白書によると、令和元年のインターネット利用率（個人）は89.8%となっており、約9割の国民がインターネットを利用していることに加え、インターネット付随サービス業の平成30年度売上高は前年度比2.8%増となり、情報通信産業の部門別名目GDPの推移において大幅に増加していることから、インターネットは私たちの日常生活及び産業活動等において必要不可欠であることが見て取れます。その一方で、インターネット利用に伴う被害について、情報通信ネットワークを利用している企業では、「何らかの被害を受けた」の割合が55.2%と、半数以上の企業が被害を受けており、情報セキ

セキュリティ対策を日常的に行う必要があります。

このようなICT社会の現状を把握し、今後の動向を見据え、情報セキュリティ対策を講じつつ、ICTの利点を最大限に活用した行政サービスのデジタル化による利便性及び行政事務のデジタル化による生産性の向上を高めていくことが、今後の市政運営の重要な課題となっています。

第2章 本市の情報化の現状

本市では、昭和61年度の汎用コンピュータ導入以降、総合行政情報システムの構築を目標として、住民情報オンラインシステム等の整備を計画的に進め、業務処理においてパソコンの活用を図るとともに、平成9年度に市公式ホームページを開設し、平成17年度には公共施設予約案内システム、また平成18年度には電子申請・届出システムを導入する等、業務の効率化と行政サービスの向上に努めてまいりました。

そして、「八千代市第3次情報化基本計画」の計画期間（平成28年度～令和2年度）では、基本目標の実現を目指した3つの柱及びその柱を補完する「計画を推進するために」において、以下の取組みを行いました。

1 便利で質の高い行政サービスの実現

①個人番号カードの利活用	
計画期間内における主な取組み	具体的な取組み内容
・各種証明書のコンビニ交付の導入	・平成30年9月、市民の利便性の向上を図るため、個人番号カードを利用し、コンビニ等で住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書の交付を開始した。
②提供する行政情報等の充実	
計画期間内における主な取組み	具体的な取組み内容
・市ホームページの充実 ・オープンデータ化の推進	・平成30年3月、ウェブアクセシビリティ（高齢者や障害者を含め、誰もが情報や機能を支障なく利用できること）の向上を図るため、市ホームページをリニューアルした。 ・官民データ活用基本法に基づき、平成30年2月に八千代市オープンデータ推進指針を策定し、平成30年11月に市ホームページ上でオープンデータを公開した。
③行政サービスの電子化	
計画期間内における主な取組み	具体的な取組み内容
・公共施設予約案内システムの充実 ・電子申請・届出システムの充実	・市民の利便性の向上を図るため、ちば施設予約システム及びちば電子申請システムの改修・機能面の充実を図った。

④ビッグデータの活用	
計画期間内における主な取組み	具体的な取組み内容
・ビッグデータの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ビッグデータを活用した新たな行政施策について、調査・検討を行うため、以下の各種研修に参加し、ビッグデータの活用について周知を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ○RESAS出前講座(経済産業省主催) ○RESASオンライン講座(経済産業省等主催) ○データ利活用セミナー ○「住民情報分析システム」説明会

2 市民と行政のコミュニケーションの推進

①情報交換・交流の推進	
計画期間内における主な取組み	具体的な取組み内容
・地域ポータルサイトの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月、市民相互のコミュニケーションをより深めるため、市観光アプリ「ココシルやちよ(webサイト版)」を開設した。
②市民参加の推進	
計画期間内における主な取組み	具体的な取組み内容
・インターネットによるモニター制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年7月、インターネットを通じて、市民の意見を反映させるため、「インターネットによるアンケート調査実施基準」を制定した。

3 市政運営の効率化と高度化の推進

①情報システムの整備・充実	
計画期間内における主な取組み	具体的な取組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政用無線(固定系)のデジタル化 ・定型業務自動化システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政用無線(固定系)について、既存設備の維持管理を行うとともに、デジタル化のための子局の再整備工事を行った。 ・AI-OCR※及びRPA※の実証実験(職員課における時間外勤務集計業務及び教育総務課における学校伝票処理業務)を行い、業務の効率化が図れたため、本格導入した。
②システム調達と運用の適正化	
計画期間内における主な取組み	具体的な取組み内容
・外部人的資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体における外部人的資源の活用状況について、ウェブサイトや刊行物等により情報収集を行った。

③情報通信基盤の整備・充実	
計画期間内における主な取組み	具体的な取組み内容
内部情報ネットワークシステムの整備拡充	・令和元年9月、内部情報システムの機器更改を行い、グループウェアを刷新し、仕事の共有化、スケジュールの共有化、データの共有化を進め、業務の効率化を図った。

4 計画を推進するために

①個人情報保護・情報セキュリティ対策の充実	
計画期間内における主な取組み	具体的な取組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ研修の充実 ・情報セキュリティ監査体制の強化 ・情報システムの強靱化 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合研修(新規採用職員研修等)、e-ラーニング研修等にて情報セキュリティ研修を実施した。 ・情報セキュリティ監査の実施状況について聞き取り調査を行い、令和元年度に全庁的な情報セキュリティ監査を実施した。 ・平成28年12月、情報システムの更なる強靱化を図るため、インターネット接続系ネットワークとLGWAN接続系ネットワークの分割を実施し、それに伴い、新たにインターネット接続系のシステムとして外部情報システムの稼働を開始した。
②推進体制の充実	
計画期間内における主な取組み	具体的な取組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ・情報化研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの情報リテラシーの向上を図るため、八千代市の主なネットワークの構成等についての研修、基幹情報システムの操作研修、ワード研修、総務省(情報連携に向けた研修)及び地方公共団体情報システム機構(専門・ICT基礎等)が主催するe-ラーニング研修を実施し、毎年度情報化研修を行う仕組みを整備した。

第3部 基本目標と実現に向けた施策

第1章 基本目標

市民の立場に立った行政サービスの更なる利便性及び職員の行政事務の更なる生産性の向上を進めるとともに、個人情報の保護と更なる情報セキュリティ対策の強化を図り、「八千代市第5次総合計画」に位置づけられた「スマート自治体の推進」を実現するため、本指針の基本目標を次のとおりとします。

ICTの利活用を推進することにより、
より良い行政サービスを提供する

第2章 実現に向けた施策の体系

基本目標の実現を目指した3つの柱により指針を推進し、市民に信頼される「スマート自治体の推進」を実現します。

- 1 行政サービスのデジタル変革による市民の利便性の向上
- 2 行政事務のデジタル変革による職員の生産性の向上
- 3 利便性・生産性の向上とセキュリティ強靱化の両立

ICT利活用の推進は、それ自体を目標とするのではなく、それによって行政サービスの高度化や行政事務の効率化が図られることで、市民にとってより良いサービスの提供が実現されなくてはなりません。それには、デジタル変革ばかりでなく、セキュリティ対策や人材の育成が重要であり、各柱における基本的な考え方は次章のとおりです。

第3章 実現に向けた施策

1 行政サービスのデジタル変革による市民の利便性の向上

行政サービスにおけるICTの利活用推進により得られる効果は、市民がインターネットで市役所の開庁時間に関係なく、自宅のパソコンやスマートフォンから各種行政情報を入手できるほか、各種申請・届出等の行政手続きができるようになるなど、いつでもどこでも行政サービスを享受することが可能となることです。

「八千代市第3次情報化基本計画」においては、便利で質の高い行政サービスの実現として、行政サービスの電子化を図り、行政手続きのオンライン化を進めました。しかし、本人確認が必要となる手続きについては、他人によるなりすましを防止するため、受けられる行政サービスが限られていました。「デジタル手続法（平成14年法律第151号 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）」の施行を受け、今後はマイナンバーカードの公的個人認証を活用し、更なる行政サービスのオンライン化を図り、市民が来庁することなく申請できる手続きを増やすことが可能となります。

このように、新たなデジタル技術を活用することにより、従来の行政サービスを抜本的に見直し、行政サービスのデジタル変革（デジタルトランスフォーメーション※）を進め、市民の利便性の向上を図ります。

また、行政サービスのデジタル変革を進めるにあたり、年齢や障害の有無にかかわらず、全市民がICT利活用による利便性を享受していくために、デジタル・ディバイド※の解消への取組みも実施していきます。

2 行政事務のデジタル変革による職員の生産性の向上

行政事務におけるICTの利活用推進により得られる効果は、あらゆる分野の社会活動が拡大、高度化している現代において、必然的に増加している行政事務に対し、限られた費用と人員で対応することが可能となることです。

「八千代市第3次情報化基本計画」においては、市政運営の効率化と高度化の推進を図るため、各情報システムの整備充実を図り、個別の行政事務の効率化（個別最適化）を実現しました。今後は、行政事務全般の効率化（全体最適化）を図り、更なる行政サービスの向上に繋げるため、業務プロセスを抜本的に見直し（BPR※）、各情報システムの最適化を進めるとともに、AIやRPAなどの活用を進めます。

このように、従来の行政事務を抜本的に見直し、新たなデジタル技術を活用することにより、行政事務のデジタル変革（デジタルトランスフォーメーション）を進め、更なる事務の効率化を図ります。

3 利便性・生産性の向上とセキュリティ強靱化の両立

デジタル変革により、市民の利便性及び職員の生産性の向上が期待できる反面、個人情報情報の漏えい、不正アクセスによる情報資産の破壊・改ざん・システム障害の脅威にさらされます。

これらの脅威から情報資産を保護するため、更なるセキュリティ対策の充実を図るとともに、職員一人ひとりのセキュリティ意識の向上を図ります。また、利便性・生産性の向上とセキュリティ強靱化の両立を図るため、最新のセキュリティ技術の導入を進めます。

参考資料 ICTに係る国及び県の主な動向

国及び県の主な動向は以下のとおりです。

(1) 国の主な動向

平成28年（2016）1月	「第5期科学技術基本計画」閣議決定 【Society 5.0（「超スマート社会」の実現）】……………①
平成30年（2018）6月	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」閣議決定……………② 【行政手続き等のオンライン化の原則】 【オープンデータの促進】 【データ利活用のルール整備】 【マイナンバーカードの普及・活用】 【利用の機械等の格差是正】 【情報システム改革・業務の見直し】
平成30年（2018）7月	自治体戦略2040構想研究会 第二次報告 【スマート自治体への転換】……………③
平成30年（2018）12月	「DX推進ガイドライン」策定 【デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進】……………④
令和元年（2019）12月	「デジタル手続法」施行……………⑤ 【デジタルファースト】 【ワンスオンリー】 【コネクテッド・ワンストップ】

【① Society 5.0】

第5期科学技術基本計画（平成28年閣議決定）の中で示されている、IoTやAIといった先進技術の活用により国が実現を目指す超スマート社会のコンセプト。

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間社会を実現することが提唱されています。

出典：内閣府ホームページ（https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html）

【② 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画】

ITに関する国家戦略は、平成13年度の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」の施行以降、「e-Japan戦略」が推進され、平成30年6月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定されました。

この中で、国は、国民が安全で安心して暮らせ豊かさを実感できる社会を実現するための「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、ITを活用した社会システムの抜本改革を掲

げ、「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行」として「行政サービスのデジタル化」, 「行政保有データのオープン化」, 「デジタル改革の基盤整備」, また「地方のデジタル改革」として「IT戦略の成果の地方展開」等が示されました。

そして、令和2年7月の変更において、「新型コロナウイルス感染拡大防止, デジタル強靱化社会の実現」, 「デジタル技術の社会実装」, 「データ利活用によるインクルーシブな社会の実現」等が示されました。

出典：「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の概要」
(首相官邸ホームページ)
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20180615/siryou8.pdf>)

【③ スマート自治体への転換】

自治体戦略2040構想研究会の第二次報告(平成30年7月)において、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理することにより、職員は企画立案業務や住民への直感的なサービス提供など、職員でなければできない業務に注力するスマート自治体へ転換する必要があると示されています。

出典：「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告」(総務省)
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000562117.pdf)

【④ デジタルトランスフォーメーション(DX)】

DXとは、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念であり、経済産業省では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品・サービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義しています。

経済産業省は、企業等におけるDXを加速させるための取組みとして、「DX推進ガイドライン」(平成30年12月)の策定や、中小企業に対する技術支援等を行っています。また、合わせて、政府における行政手続のデジタル化やデータ利活用を推進し、ユーザーフレンドリーな行政サービスを実現することで、一層のサービス向上と業務の効率化を図り、行政からの生産性革命の実現を目指す取組みを推進しています。

出典：経済産業省ウェブサイト
(https://www.meti.go.jp/policy/digital_transformation/article01.html)

【⑤ デジタル手続法】

デジタル手続法は、令和元年12月に施行されました。

この中で、官民データ活用推進基本法に示されている行政機関における申請、届出等手続きの原則オンライン化を加速させ、行政手続等に係る関係者の利便性向上、行政運営の簡素化及び効率化を図ることが示されています。

行政機関における申請届出は原則オンライン化とする「デジタルファースト」、同じ内容の情報提供は求めない「ワンスオンリー」、民間サービスを含む手続きを一度で完結させる「コネクテッド・ワンストップ」の3原則が示されています。

出典：「デジタル手続法の概要」（首相官邸ホームページ）
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/pdf/digital_gaiyo.pdf)

（２）県の動向

千葉県では、令和元年9月に、人口減少・少子高齢化等に対応し、持続的な発展を実現するために、県や市町村、企業、研究機関等の様々な主体がそれぞれの強みを生かした「県民の暮らしを豊かにする千葉県ICT利活用戦略」を、官民データ活用法に基づく官民データ活用推進計画として策定しました。

この戦略では、ICTの利活用により実現を目指す姿を『県民の暮らしを豊かにし、子どもからお年寄りまで一人ひとりが活躍できる社会を目指します（くらし満足度日本一の実現）』としています。

また、目指す姿の具体像を以下の3点として、県が主体となる個別施策を推進しています。

- ・ 具体像1 あらゆる人が暮らしやすい社会
- ・ 具体増2 誰もがどこでも能力を発揮できる社会
- ・ 具体像3 生産性の高い産業に支えられる社会

出典：「県民の暮らしを豊かにする千葉県ICT利活用戦略 概要」
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/ict/documents/senryakugaiyou.pdf>)

資料編

八千代市電子自治体推進本部設置要領

八千代市情報化推進協議会設置要綱

用語解説

八千代市電子自治体推進本部設置要領

改正平成31年4月10日

(設置)

第1条 情報通信技術の進展の便益を最大限活用し，市政運営の簡素・効率化と行政サービスの向上を図る電子自治体を構築するため，八千代市電子自治体推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は，次のとおりとする。

- (1) 電子自治体の構築に係わる計画の策定，見直しに関すること。
- (2) 電子自治体の基盤整備及び行政手続のオンライン化等の各種情報化施策の推進に関すること。
- (3) その他情報化施策の推進に係わる重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を，副本部長は情報化推進担当課の所属する部の部長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は，別表第1に掲げる各部局等の部長相当職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は，推進本部の業務を総括する。

- 2 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は，本部長が必要に応じて召集し，本部長が会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を設置し，総括幹事及び幹事をもって組織する。

- 2 総括幹事は情報化推進担当課の所属する部の部長の職にある者をもって充て，幹事は別表第1に掲げる各部局等の本部員が指名した次長相当職にある者及び総括幹事が指名する者をもって充てる。
- 3 総括幹事は，本部長の指示又は必要に応じて幹事会の会議を招集し，これを主宰する。

4 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進本部から指示された事項を調査検討し、その結果を推進本部に報告すること。
- (2) 第2条に規定する推進本部の所掌事務に関して、推進本部に助言、提言すること。
- (3) 次条に規定する部会から提出された事項を審議、調整し、推進本部に報告すること。

(部会)

第7条 幹事会に、推進体制部会、地域情報部会、行政情報部会の3部会を設置し、各部会の部会長及び部会員は、総括幹事が指名する。

2 部会長は、総括幹事の指示又は必要に応じて部会の会議を招集し、これを主宰する。

3 部会は、幹事会から指示された事項及び別表第2に掲げる事項を調査検討し、その結果を随時幹事会に報告する。

(特定組織)

第8条 推進本部は、特定の事務又は施策分野における情報通信システムの構築又は構築を目指し調査検討等を実施する組織（以下「特定組織」という。）を設置することができる。

2 推進本部は、既に存在する又は任意に設置された特定組織のうち指定する特定組織に対して、その活動の状況を報告させるとともに、その活動の内容について指示することができる。

(各部局の協力等)

第9条 市長部局に属する各部、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部、上下水道局及び会計課においては、推進本部の事務の執行にあたり、必要とする資料の提出及び調査に協力するとともに、推進本部で決定した事項を積極的に推進するものとする。

(庶務)

第10条 推進本部及び幹事会の庶務は、情報化推進担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年7月8日から施行する。

(八千代市情報化推進委員会設置要領の廃止)

2 八千代市情報化推進委員会設置要領（平成11年11月15日施行）は、廃止する。

附 則(平成17年4月1日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月10日)

この要領は、平成31年4月10日から施行する。

別表第1（第3条第3項，第6条第2項）

企画部
総務部
財務部
健康福祉部
子ども部
経済環境部
都市整備部
会計課
消防本部
議会事務局
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
教育委員会
上下水道局

別表第2（第7条第3項）

部会名	所掌事務
推進体制部会	電子自治体の構築に向けた推進体制，環境等の整備に関すること
地域情報部会	市民の利便性の向上と情報交流の促進を図る地域情報化の推進に関すること
行政情報部会	情報の共有と事務の効率化を図る行政情報化の推進に関すること

八千代市情報化推進協議会設置要綱

改正 平成27年5月14日

(設置)

第1条 市は、地域及び行政の情報化を総合的に推進するため、八千代市情報化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見又は提言するものとする。

- (1) 情報化の推進に係わる総合的な計画の策定に関すること。
- (2) 地域の情報化の推進に関すること。
- (3) 行政の情報化の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の公共的団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職にある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、情報化推進担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月10日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日)

この要綱は、平成17年3月30日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月15日)

この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

附 則 (平成21年7月9日)

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附 則 (平成27年5月14日)

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。

用語解説

I C T	「Information and Communication Technology」の略称で、情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。
R P A	「Robotic Process Automation」の略称で、入力、登録、検索、抽出等のパソコン上で行う定型作業について、人の代わりにロボットが与えられたルールに基づき代行する I T ツール。
A I - O C R	「Optical Character Recognition」の略称で、手書きや印刷された紙データを、スキャナやプリンタ等で読み取り、コンピュータが利用できるデジタル文字に変換する技術。
S N S	「Social Networking Service」の略称で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトのサービスのこと。自治体や会社の広報としての利用も増えている。
第 5 世代移動通信システム (5 G)	携帯電話などの通信に用いられる次世代通信規格のひとつであり、超高速通信、超低遅延通信、多数同時接続が可能となる新たな通信規格のこと。
デジタルトランスフォーメーション (D X)	平成 1 6 年にウメオ大学 (スウェーデン) のエリック・ストルターマン教授が提唱し、進化したデジタル技術を取り入れ浸透させることで、人々の生活を良い豊かなものへと変革するという概念
デジタル・ディバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差。具体的には、インターネット等の利用可能性に関する国内地域格差を示す「地域間デジタル・ディバイド」、身体的・社会的条件 (性別、年齢、学歴の有無等) の相違に伴う I C T の利用格差を示す「個人間・集団間デジタル・ディバイド」、インターネット等の利用可能性に関する国際間格差を示す「国際間デジタル・ディバイド」等の観点がある。
B P R	「Business Process Re-engineering」の略称であり、業務のプロセス全体について、詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて、抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現すること。
マイナンバー (個人番号) カード	本人の申請により交付され、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるほか、様々な行政サービスを受けることができるようになる I C カード。氏名、住所、生年月日、性別、個人番号 (マイナンバー) などが記載され、顔写真が貼付されている。

八千代市民憲章

平成10年11月19日制定

光よ、土よ、風よ、水よ、きょうも新しい命をありがとう。

わたしたちは、生ある限り、互いに支え合い、共に生きる社会をつくるため、ここに八千代市民憲章を定めます。

1. やさしい心と明るい声が響き合う、健やかなまちをつくれます。

1. 小さな一歩を積み重ね、地球を考えるまちをつくれます。

1. よろこびと希望に満ちた、安心して住めるまちをつくれます。

1. 自然を愛し、緑と花を育て、文化と潤いのあるまちをつくれます。

1. みんなで支え合い、共に生きるまちをつくれます。

八千代市 I C T 利活用推進指針

発行 八千代市

〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田312番地の5

TEL 047 (421) 6705 (直通)

編集 企画部 情報管理課
